

# 登園許可証

甲南立正保育園

園児名 \_\_\_\_\_

平成・令和 年 月 日生

	疾患名	出席停止期間の基準
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過するまで
	麻疹	解熱した後3日経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（帯状疱疹）	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺等の腫脹が発現した後、5日を経過し全身状態が良好になるまで
	百日咳	5日間の適正な薬剤による治療終了、または特有な咳が消失するまで
	結核	感染の恐れがなくなってから
	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の検便にいずれも菌陰性が確認されてから
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	流行性結膜炎	伝染のおそれがなくなるまで
	溶連菌感染症	服用後2日を経過するまで
	手足口病	解熱・全身症状良好 食事摂取が可能になるまで
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ肺炎	解熱・主症状改善 全身状態も良好となるまで
	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が取れること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身症状がよいこと
	突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと

\* 上記の疾患は、医師の許可を頂いてからの登園となります

保育園長殿

上記の者は、上記感染症が軽快し、集団生活に支障がないと認めたので登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名